

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（契約の相手方の資格）</p> <p>第4条 工事の請負契約（以下「請負契約」という。）の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。）が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金）</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相應する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.3パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p> <p>（請負代金の支払）</p>	<p>（契約の相手方の資格）</p> <p>第4条 工事の請負契約（以下「請負契約」という。）の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項</u>に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。）が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金）</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相應する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p> <p>（請負代金の支払）</p>

第59条 略

2 略

3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（前払金の返還）

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（知事の解除権）

第69条 知事は、請負者が次の各号の一に該当するときは、請負契約を解除することができる。

（1）～（5） 略

（6）前各号に掲げるもののほか、請負契約を解除することができる場合として請負契約に定める条件に該当するとき。

2及び3 略

（解除に伴う措置）

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支

第59条 略

2 略

3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（前払金の返還）

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（知事の解除権）

第69条 知事は、請負者が次の各号の一に該当するときは、請負契約を解除することができる。

（1）～（5） 略

2及び3 略

（解除に伴う措置）

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支

<p>払の日から返還の日までの日数に応じ年3.3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>2 <u>教育委員会の機関</u>(本庁組織を除く。)が請負契約を締結した工事については、第72条の4及び第72条の5の規定は、当分の間、適用しない。</p>	<p>払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>2 <u>教育委員会事務局</u>(本庁組織を除く。)が請負契約を締結した工事については、第72条の4及び第72条の5の規定は、当分の間、適用しない。</p>
--	--

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の鳥取県建設工事執行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定して締結される請負契約について適用し、同日前に相手方を決定して締結された請負契約については、なお従前の例による。